

ふくしま県産材利用推進方針の概要

1 趣 旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年10月1日施行)」(以下「促進法」という)第八条に基づき、県産材の公共建築物等への利用推進に関する方針を定める。

また、東日本大震災からの復興を進める上で、再生可能な資源である木材のより一層の利用推進を図る。

2 公共建築物等への県産材の利用推進のための基本的事項

(1) 県産材の利用を推進すべき公共建築物

県が整備する公共の用又は公用に供する建築物及び学校、社会福祉施設等公共施設に準ずる建築物とする。

(2) 市町村等が整備する公共建築物における県産材利用の推進

市町村方針の策定促進や地方公共団体以外が整備する建築物への県産材利用の促進に努めるものとする。

(3) 公共建築物等の整備のための県産材の安定供給の確保

公共建築物等に供する県産材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

(4) 実績の公表

公共建築物及び公共土木事業等における県産材の利用実績について公表するものとする。

3 公共建築物における県産材利用の目標

(1) 公共建築物における県産材の使用

県が整備する公共建築物に使用する木材は、原則県産材とする。

(2) 公共建築物の木造化の推進

県が整備する低層の建築物は、原則木造化とする。

(3) 公共建築物の木質化の推進

木造化ができない場合は、可能な限り木質化を図る。

(4) 備品等における木製品の利用

備品、消耗品における木製品の導入促進を図る。

(5) 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

木質バイオマスを燃料とする施設の導入を図る。

4 県産材の安定供給体制の整備

(1) 市町村との連携体制の強化

木材関連情報等の収集提供に努め市町村との連携促進を図る。

(2) 関係団体間の連携体制強化

木材業や建築業等関係者の連携促進に努め県産材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

(3) 木材製造高度化計画の認定

木材製造業者が取り組む木材製造の高度化に関する計画の作成支援に努めるものとする。

(4) 品質、性能が明確な県産材の供給体制の推進

乾燥材やJAS製材品の普及推進に努めるものとする。

5 公共建築物以外の建築物等における県産材の利用促進

(1) 民間建築物への県産材の利用促進

民間住宅、事業所、商業施設等への県産材利用促進に努めるものとする。

(2) 公共土木事業等における県産材の利用

公共土木事業における県産材利用に努めるものとする。

(3) 木質バイオマスの利用促進

民間施設への木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

6 県民への普及啓発

公共建築物等への県産材の積極的利用を通し、木材利用に関する県民の理解や意識醸成を図るものとする。

7 推進の取り組み

「ふくしま県産材利用推進計画」を定め、関係部局と連携し、県産材利用を推進する。